

## 介護保険負担限度額認定などの申請を

高齡介護課  
☎77516473  
☎77618872

介護保険負担限度額、特定負担限度額の認定の有効期限は、6月30日(日)です。引き続き認定を希望する人は、更新の申請をしてください。

平成24年7月～平成25年5月に限度額認定を受けている人には、6月上旬に案内通知と申請書を郵送します。これらの認定は、平成25年度の課税状況などに基づいた審査を行うため、認定されない場合もあります。新たに申請する人は申請書(高齡介護課(市役所2階③番窓口)にある)に必要事項を記入して、高齡介護課に提出してください。

※申請日を含む月の1日から適用されます。6月30日までに申請すると、7月中に認定結果と認定証が郵送されます。

### 介護保険負担限度額

▼内容 本来、全額自己負担する介護保険施設入所と短期入所の食費と居住費のうち、所得に応じた負担限度額までを自己負担とし、基準費用額との差額が介護保険から事業者へ給付される制度

▼対象 本人と世帯全員が住民税非課税の人

※合計所得金額と課税年金収入額の合計額により、負担限度額が異なります。

※転居などで世帯に何らかの異動があり対象になる人は、年度の途中でも認定される可能性がありますので申請してください。

### 介護保険特定負担限度額

▼内容 介護保険負担限度額と同じ  
▼対象 平成12年4月1日以前から、高齢者施策により特別養護老人ホームに入所している人で、住民税非課税世帯の人

### 行政相談委員を委嘱

自治振興課  
☎77514643  
☎77519819

行政相談委員として、左記の5人が4月1日付で総務大臣から委嘱されました。

行政相談委員は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱し、住民の皆さんから、国の行政に対する苦情・意見・要望などを聞き、問題の解決を促進するとともに、それらの意見を基に行政運営の改善を進めるものです。

### 行政相談委員(順不同・敬称略)

前島清、神田清二郎、水野忠男、大崎純子、松澤美智子  
▼定例相談日(37ページ参照) 毎月

第1火曜日午前10時～正午、市民相談室(市役所第三別館1階)

### 上尾丸山公園写真展の作品募集

自然学習館  
上尾丸山公園管理事務所  
☎78011030  
☎72617901  
☎78110163  
☎78110179

▼とき 7月6日(土)～19日(金)  
▼ところ 自然学習館展示ロビー  
▼募集作品 上尾丸山公園で撮影した写真(風景・動植物・人物など素材は問わない。プリントでA4サイズ以下、1人2点まで)

▼注意事項 応募者本人が撮影した未発表作品であること、作品の返却を希望するときは3カ月以内に引き取りに来ること、肖像権は応募者が了解を得ること

▼申し込み 6月1日(土)～30日(日)に直接、自然学習館か上尾丸山公園管理事務所へ



昨年の応募作品

### 上尾市地域公共交通活性化協議会の市民委員を募集します

市民安全課  
☎77515138  
☎77519927

上尾市地域公共交通活性化協議会を発足するため、市民委員を募集します。この協議会は、学識経験者、市内事業者、市内団体、公募市民、行政から構成され、市の公共交通の指針になる「上尾市総合交通基本計画」を策定します。

▼募集人数 2人以内

▼任期 委嘱日から上尾市総合交通基本計画が策定されるまで(平成26年3月を予定)

▼会議 7月～平成26年3月までの間で4回程度(平日の昼間)を予定

▼対象 市内に在住の満20歳以上で、公共交通に関心があり、継続して会議に出席できる人(国または地方公共団体の議会の議員を除く)

▼応募方法 指定の応募用紙(市民安全課(市役所4階)にある。市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入し、小論文(600～800字・題目「今後の上尾市の公共交通網の整備について」を添えて、6月28日(金)まで(必着)に直接か郵送またはメールで市民安全課(〒362-8501本町3-1-1・☎208000@city.ageo.lg.jp)へ

【おわびと訂正】『広報あげお』5月号7ページ「予防接種が変わりました」の表中、4月1日から変更した日本脳炎(特例対象者)の予防接種対象者に誤りがありました。おわびして訂正します。誤：平成7年4月1日生まれ→正：平成7年4月2日生まれ



## 市長 キラリ☆通心



山よりも高く、海よりも深し

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。

春の終わりを告げる梅雨入りのニュースが気になる季節を迎えましたが、いかがお過ごしでしょうか。

「591円」——この金額が何の数字に分かりますか？これは農林中央金庫がアンケート調査した、首都圏の父親が昼食に掛ける1食当たりの平均金額です。

5月号の市長キラリ☆通心で「母の日」の話を書きましたが、いよいよ6月16日(日)は「父の日」です。最近「イクメン」という言葉も浸透し、多くのお父さんが積極的に育児に参加しながら平均591円の昼食で家計を気遣い、家族のために一生懸命働いています。

「父の日」はアメリカで生まれ、ワシントン州に住む女性が6人の子どもを男手一つで育ててくれた父への感謝を込め、1909年に「父の日」の制定を提唱したことが由来とされています。やがてこの父親に感謝する日は海を越え、今では世界中に広がりました。「母の日」

にはカーネーションを贈りますが、「父の日」はバラを贈るようで、健在している父親には赤いバラを贈り、亡くなった父親の墓前には白いバラを供えるのが一般的とされています。ちなみに赤いバラの花言葉は「愛情」、白いバラの花言葉は「尊敬」ですが、男性はなかなか花をもらうことがないので少し照れくさいかもしれません。

「父の恩は山よりも高く、母の愛は海よりも深し」という昔からの言葉があります。この言葉の父と母は時として入れ替わり、大きな愛情で子どもを見守っています。記憶にある人も多いと思いますが、今年3月に北海道で起こった暴風雪で、湧別町ゆうべつの漁師岡田幹さんは、凍える吹雪の中、愛娘である夏音なつねさんを抱きしめながら、童謡の「さっちゃん」の歌詞を「なっちゃんね…」と替え歌にして励まし続け、その命を守りました。自らの命を落としてもわが子を守り抜くその愛は、まさに山よりも高く、海よりも深いものであると強く感じます。

1年にたった1日しかない「父の日」。365日もらっている愛情にお返しをするには少し足りないかもしれませんが、ぜひバラの花に“感謝”というリボンを添えて、大好きなお父さんに贈ってあげてください。もしかしたら普段は厳しい「父の目にも涙」が見られるかもしれませんよ。

8月3日(土)開催

## あげお花火大会の 協賛者を募集

⇒上尾市観光協会(☎775-5917・☎775-5024)

市観光協会では、次のとおり「あげお花火大会」を開催します。

▶とき 8月3日(土)午後7時～(雨天の場合は8月10日(土))

▶ところ 平方地区の荒川河川敷(開平橋からリバーサイドフェニックスゴルフ場まで)

### ●協賛者募集

各企業や団体他、市民の皆さんにも協賛をお願いします。「誕生(出産)、入学(園)、卒業(園)、合格、成人、入社、結婚、新築、会社設立、定年」などを記念した花火の申し込みを受け付けます。協賛者(事業所)名は、花火大会宣伝リーフレットに掲載し新聞折り込みでお知らせする他、花火大会会場で紹介します。また花火大会会場の協賛者席へ招待します。

申し込みと協賛金振り込みは6月21日(金)までです。

●花火の種類と金額(1発あたり)は下表のとおりです。

詳しくは上尾市観光協会にお問い合わせください。



### ●花火の金額

種類	単価
3号玉	5,000円
4号玉	10,000円
5号玉	15,000円
7号玉	30,000円
10号玉	60,000円
10号玉(2発)	100,000円
スターメイン	300,000円
大スターメイン	600,000円
特大スターメイン	1,000,000円



# ●平成24年度下半期● 市の収支状況

毎年6月と12月の2回、家庭の家計簿に当たる財政事情(収支状況)を公表しています。

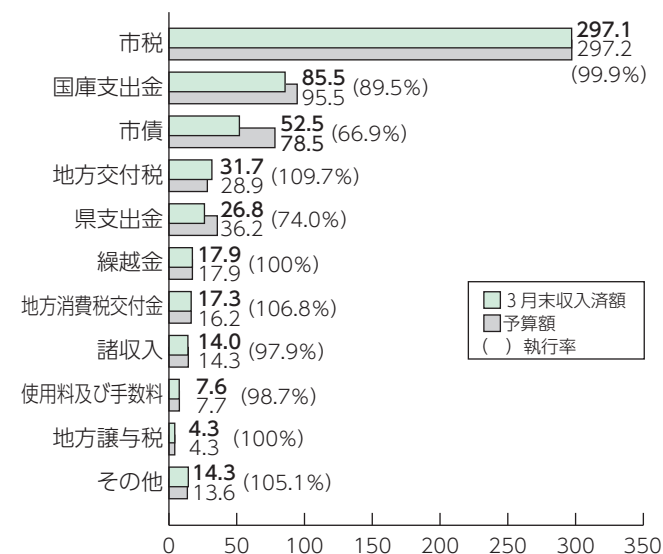
これは、皆さんが納めた貴重な税金や国・県からのお金がどのように使われているのかをお知らせし、市政への理解を深めていただくものです。今号では、平成24年度下半期(平成24年10月1日～25年3月31日)の

## ■会計別 収支状況

会計名	予算額	収入済額	収入率(%)	支出済額	執行率(%)
一般会計	610.3	569.0	93.2	542.5	88.9
国民健康保険	233.1	208.1	89.3	221.6	95.1
介護保険	116.4	109.6	94.2	97.3	83.6
公共下水道事業	50.8	36.6	72.0	39.9	78.5
後期高齢者医療	18.8	18.6	98.9	17.7	94.1
工業住宅団地開発事業	0.1	0.1	100.0	0.1	100.0
合計	1,029.5	942.0	91.5	919.1	89.3

## ■一般会計の収支状況詳細

### ●歳入



**市税**…市民の皆さんや法人が市に納める税金  
**国庫支出金**…国と市が協同で行う事務・事業に一定の割合で交付されるもの  
**市債**…道路や学校などの整備を行うために銀行などから借りるお金  
**地方交付税**…一定水準の行政サービスを提供するため、国から交付されるお金(国が地方に代わって徴収する地方税)  
**県支出金**…県と市が協同で行う事務・事業に一定の割合で交付されるもの  
**繰越金**…前年度の会計から持ち越されたお金  
**地方消費税交付金**…消費税のうち一定割合(5割のうち0.55%)が人口などに応じて全国の市町村に交付されるもの  
**諸収入**…市の預金利子や貸付金の元金収入など、他の収入には含まれないお金  
**使用料及び手数料**…施設の使用料や住民票などを取得する時にかかる手数料  
**地方譲与税**…国税として徴収される自動車重量税などのうち、市に譲与されるもの

## ■一般会計・特別会計

⇒財 政 課(☎775-4247・☎776-8873)

## ■水道事業会計

⇒水道部総務課(☎775-5160・☎775-9041)

各会計の収支状況をお知らせします(平成25年3月31日現在 単位:億円)。

一般会計と特別会計は、4月1日から5月31日までの出納整理期間も収入・支出があるので、その分を含めた平成24年度決算は『広報あげお』12月号に掲載します。

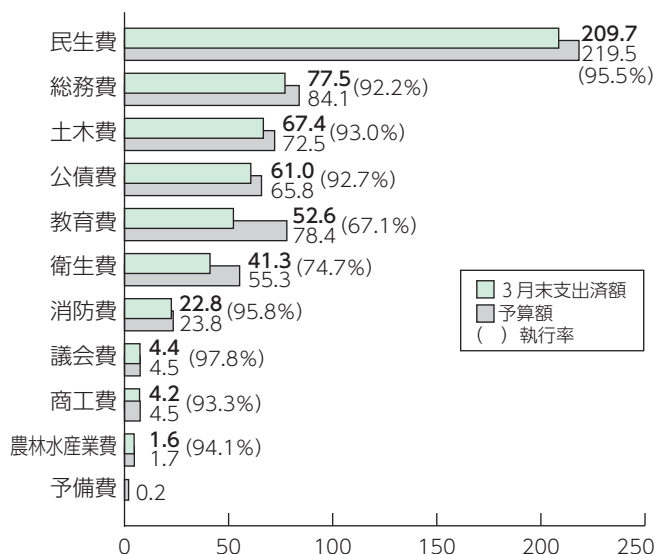
## ■水道事業会計収支

	予算額	収入・支出済額
収益的収入	42.3	43.7
収益的支出	38.7	36.5
資本的収入	2.7	3.1
資本的支出	18.1	15.7

※給水戸数は9万582戸、給水人口は22万6,885人(普及率99.7%)です。

※収益的収支とは、水道水をつくり皆さんの家庭に供給するなど、営業面の収支です。資本的収支とは、配水管の布設など施設の建設・改良事業面の収支です。

### ●歳出



**民生費**…保育所の運営、高齢者や障害のある人へのサービス提供などの費用

**総務費**…選挙、戸籍、徴税、庁舎管理などの費用

**土木費**…道路、河川、公園の整備・管理、都市整備などの費用

**公債費**…借り入れたお金の返済などの費用

**教育費**…学校、図書館、公民館などの管理・運営、文化・スポーツ振興の費用

**衛生費**…ごみ・し尿の処理、環境対策、健康推進などの費用

**消防費**…消防施設の整備や救急活動、災害対策などの費用

**議会費**…議会運営などの費用

**商工費**…商工業の振興などの費用

**農林水産業費**…農林水産業の振興などの費用





6月は環境推進月間

地球にやさしい  
“エコライフ”の  
実践を



⇒環境政策課 ☎775-6925  
☎775-9927

異常気象や海水面の上昇など地球温暖化の影響が深刻さを増しています。これらを食い止めるためには、CO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガスの排出をできるだけ抑えることが必要です。

6月は環境推進月間です。私たちの生活の中で余分な消費を抑え、無駄の無い生活「エコライフ」を送ることと地球温暖化の原因になるCO<sub>2</sub>の排出を少なくすることが出来ます。

また家庭用電気製品を買い替える時は、省エネラベルの表示がある物など消費電力の小さな物を選びましょう。一人一人の取り組みで、美しい地球環境を未来に残しましょう。

5〜10月にクールビズ

冷房時の室温を28度に保ち、すだれやカーテンで日射を防いだり、緑のカーテンを設置したりするなど涼しく過ごす工夫をしてみましょう。

市では本庁舎と各出先機関で、室内の冷房温度を28度に設定し、5〜10月はノーネクタイ、ノー上着の軽装で執務するクールビズを実施します。

夏のエコライフDAY

エコライフDAYは、決められた一日、環境に配慮した生活を実践することを目的に、県内の市町村と共同で実施しています。

このエコライフDAYは、簡単なチェックシートを使用して、あらかじめ定められた取り組み項目をチェックし、削減したCO<sub>2</sub>を発表するものです。チェックシートは、市役所、各支所・出張所などにありますので、市民の皆さんの参加をお願いします。

ライトダウンキャンペーン

ライトアップになれた日常生活。電気を消すことで、いかに照明を使用しているかを実感し、地球温暖化問題を考えるための「CO<sub>2</sub>削減／ライトダウンキャンペーン2013」を6月21日(金)〜7月7日(日)に実施します。

また6月21日の夏至の日と7月7日のクールアースデイの両日は一斉消灯を呼び掛けます。午後8〜10時の2時間程度、看板などのライト

アップ施設、事業所、家庭などでの消灯をお願いします。

詳しくは国のチャレンジ25のホームページ(<http://www.challenge25.go.jp/>)をご覧ください。環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室(☎03-5521-8341)に問い合わせてください。

夏の節電

今年の夏も電力事情の好転は見込

めません。今から節電に向けた取り組みを始めましょう。詳しくは『広報あけお』7月号でお知らせします。まずは照明やテレビのスイッチを小まめに消すことから始めましょう。なお市では、節電対策の一環で公共施設の一部消灯などを行っています。

■環境政策課(市役所4階)に「エコライフ」に関するパンフレットなどがあります。ぜひご利用ください。

保留地公売 全10区画

⇒小泉土地区画整理組合(☎781-9551・☎725-8492)

小泉土地区画整理組合では、保留地の公売を行います。

保留地公売案内書は、区画整理課(市役所5階)と同区画整理組合事務所(小泉84-1)で配布しています。

保留地は購入後、直ちに使用できます。詳しくは、組合事務所へ直接問い合わせてください。

- ▶ところ 小泉土地区画整理組合事務所(小泉84-1)
- ▶対象 個人
- ▶抽選申し込み 6月24日(月)〜7月3日(水)午前10時〜午後4時 ※土・日曜日も受け付けます。
- ▶抽選会 7月7日(日)午前10時〜(午前9時30分〜10時受け付け)

No.	面積 (平方メートル)	単価 (円/平方メートル)	総額 (円)
1	151.10	122,000	18,434,200
2	152.35	104,000	15,844,400
3	151.94	107,000	16,257,580
4	151.73	109,000	16,538,570
5	151.62	111,000	16,829,820
6	151.16	127,000	19,197,320
7	152.20	135,000	20,547,000
8	151.78	121,000	18,365,380
9	151.61	121,000	18,344,810
10	151.69	121,000	18,354,490

※市ホームページにも詳細を掲載しています。





# 情報公開制度・ 個人情報保護制度

## 平成24年度の実施状況

⇒庶務課(TEL775-4989・FAX775-9819)

市民の知る権利を尊重し、市民に信頼される開かれた市政の発展を目的に情報公開制度を設けています。また個人の権利利益を保護し、公正で信頼される市政を推進するため個人情報保護制度を設けています。これらの制度の平成24年度実施状況をお知らせします。

### ■情報公開制度

情報公開制度は、市が保有している行政文書を請求または申出に基づ

【表1】行政文書の公開の実施状況

実施機関	受け付け区分	受付件数 平成24年度 受付件数(前年度からの繰り越し分を含む)	平成24年度処理件数					平成25年3月31日現在未処理件数
			公開	部分公開	非公開	取り下げ	計	
市長	請求	7	2	4	0	0	6	1
	申出	37	7	27	1	0	35	2
	合計	44	9	31	1	0	41	3
教育委員会	請求	21	6	5	10	0	21	0
	申出	3	0	3	0	0	3	0
	合計	24	6	8	10	0	24	0
消防長	請求	1	1	0	0	0	1	0
	申出	1	0	1	0	0	1	0
	合計	2	1	1	0	0	2	0
議会	請求	1	1	0	0	0	1	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	1	0	0	0	1	0
合計	請求	30	10	9	10	0	29	1
	申出	41	7	31	1	0	39	2
	合計	71	17	40	11	0	68	3

※「請求」とは市内に在住か通勤または在学の人などが、平成12年4月1日以後に実施機関が作成または取得した行政文書の公開を求めることをいい、「申出」とは請求権のない人が行政文書の公開を求めること、または平成12年4月1日以前の行政文書の公開を求めることをいいます。  
※他の実施機関は実績がありません。

【表2】個人情報の開示などの実施状況

実施機関	受付件数 平成24年度 受付件数 (前年度からの繰り越し分を含む)	平成24年度処理件数					平成25年3月31日現在未処理件数
		開示	部分開示	不開示	不存在	取り下げ	
市長	17	9	7	0	1	0	17
消防長	3	0	1	2	0	0	3
合計	20	9	8	2	1	0	20

※他の実施機関は実績がありません。

【表3】会議の公開の運用状況

区分	公開	原則公開であるが、審議事項によっては非公開	非公開
開催件数	109	12	183
傍聴人数	7	1	-

※非公開の会議の開催件数183件中176件は、上尾市介護認定審査会の会議の開催件数です。

いて公開する制度です。

対象となる行政文書は、市職員が職務上で作成し、または取得した文書で、図面、写真、磁気テープ、磁気ディスクなども含まれます。公開の請求または申出を受けた行政文書は、原則として全てを公開することになっていますが、特定の個人が識別される個人情報や法令などの規定により公にすることができない情報

などが含まれる行政文書は、非公開になる場合があります。

請求または申出は、情報公開コーナー(市役所1階)または各担当課で、所定の用紙を用いて行います。

市は請求または申出があった日から15日以内に公開・非公開の決定をし、請求者または申出人に文書で公開の日時を、非公開の場合はその理由をお知らせします。

平成24年度の公開の請求・申出の受付件数は、71件でした(前年度か

ら)

請求した人が、非公開または部分公開とした決定に納得できない場合には、不服申し立てをすることができ

ます。申し立てがあると、弁護士などの専門家で構成された審査会に

内容の調査・審議を諮問し、その答申に基づいてあらためて決定します。

平成24年度の公開の請求・申出の受付件数は、71件でした(前年度か

ら)



らの繰り越し分を含む)。実施状況は8ページ表1のとおりです。

### ■個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の取り扱いの基本的なルールを定めたものです。これにより個人情報保護の措置を徹底するとともに、自分の個人情報の開示・訂正などを請求する権利を保障しています。

収集する個人情報は事務を行うに当たって必要な範囲内の個人情報です。思想・信条など内心の自由についての個人情報や社会的差別の原因となる恐れのある個人情報は、原則として収集していません。

平成24年度の個人情報の開示請求の受付件数は20件で、個人情報の訂正などの請求はありませんでした。実施状況は8ページ表2のとおりです。

### ■会議公開制度

会議公開制度は、市が設置する各種の審議会・委員会・協議会などの会議を原則として公開するものです。「会議開催のお知らせ」を情報公開コーナーと各支所・出張所に掲示します。傍聴希望の人は会議の当日、直接会場においでください。平成24年度の運用状況は8ページ表3のとおりです。

### 井戸水や雨水などを 利用している人へ

下水道課  
☎775-93002  
☎775-99006

生活に水道水以外の水(井戸水や雨水など)を利用している場合、その分も下水道施設で処理しています。下水道使用料は水道水以外の水を利用しての人数に応じて計算されます。

井戸水などを利用する事業者、雨水を貯留してトイレなどに利用する人や次のような人は、下水道課(市役所6階)に連絡してください。

●井戸を新しく掘ったとき(家の新築では通常、下水道排水設備業者が届け出をします)

●井戸を使わなくなったとき

●誕生や死亡、引越などで利用人数が変わったとき

また水道水以外の水を公共下水道へ流す場合は、下水道課に届け出をお願いします。

### 木造住宅の耐震診断・耐震改修 費用を補助

建築指導課  
☎775-8490  
☎775-9872

昭和56年5月31日以前に建てられた木造戸建て住宅の耐震診断・耐震改修に対して、費用の一部を予算の

範囲内で補助します。

### ■耐震診断

▼対象建築物 次の①～④全てに該当していること／①当該住宅に居住し、市税を完納している②当該住宅を本人またはその2親等以内の親族が所有している③在来軸組工法または枠組壁工法の2階建て以下④診断は建築士事務所登録の事務所または建設業の許可業者に所属する建築士が実施

▼補助の金額 耐震診断に要した費用の2分の1の額(千円未満切り捨て)。ただし上限3万円まで

### ■耐震改修

▼対象建築物 次の①～⑤全てに該当していること／①当該住宅に居住または居住を予定し、市税を完納している②在来軸組構造または枠組壁工法の2階建て以下③耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でない④判定されたもの⑤現行の耐震基準に適合させるための耐震改修である

⑤改修設計は建築士事務所登録の事務所または建設業の許可業者に所属する建築士が実施し、改修工事は建設業の許可業者が行う

▼補助の金額 耐震改修に要した費用(住宅の床面積1平方メートルにつき32,600円を限度)に23割を乗じた額。ただし上限40万円まで

※いずれの補助金にも交付の条件が

あります。また診断や工事の契約を行う前に補助申請を行い、交付決定後に契約をすることが必要です。

### 児童手当現況届の提出を

こども支援課  
☎775-5120  
☎774-5342

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。現況届は、6月1日現在の状況(児童

の養育状況、所得、加入している年金の種類)を確認し、引き続き児童手当を受けられるかどうかを確認するためのものです。

該当者には、6月上旬に現況届を郵送しますので、内容を確認の上、必要事項を記入して提出してください。現況届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりますので注意してください。

▼提出期間 6月1日(土)～29日(土)

▼提出書類 現況届に健康保険証のコピーなどの必要書類を添付

▼提出方法 同封の返信用封筒を利用して郵送でこども支援課(〒362-18501本町3-1-1)へ ※窓口で提出する場合は、こども支援課(市役所2階⑤番窓口)か各支所・出張所へ







## 熱中症対策を始めましょう！

健康推進課

☎774-1411  
☎776-7355

昨年市では、熱中症の重症者や死亡者を出すことなく猛暑を乗り切ることができました。今年の夏も元気に過ごせるように、今から熱中症対策を始めましょう。

### 熱中症とは？

人間の体は、蒸し暑い環境に長くいたり、運動などをしたりすると、汗をかいて体内にたまった熱を発散します。この時に水分や塩分を補給しないまま汗をかき続けると、脱水症状やナトリウム(塩分)不足による障害が起きます。その結果、体温調

## 熱中症の症状と対処法

熱中症の症状には次のようなものがあります(下図参照)。軽い症状でも急に重症化し、命に関わることもあるので注意が必要です。体調がすぐれない場合は、早めに医療機関で受診してください。

また意識がない、反応がないという人を見つけたときは、すぐに救急車を呼んでください。

重症度	症状	対処法
軽症	めまい、立ちくらみ、脚の筋肉がつる	涼しい環境
		体を冷やす
		水分・塩分の補給
中等症	頭痛、吐き気、嘔吐、だるさ	救急車を呼ぶ
		体をしっかり冷やす
		できるなら水分・塩分の補給
重症	ふらふらする、立てない、意識障害、けいれん	衣服を緩める
		首筋、脇足根の下、の付け根を冷やす
		腕は伸ばしてもよい

節ができなくなったり起こる身体の異常を総称して「熱中症」と呼びます。

### なぜ早めの対策が必要なの？

昨年、体が暑さに慣れていない6月に救急搬送された人は全搬送者のうち約4割でした。一昨年と比べ数は減ったものの、同じ気温で比較しても、急に暑くなった日は熱中症になりやすいのです。

普段から運動をして、体温の上昇に慣れておくことが大切です。夏本番を迎える前に、適度に汗をかく習慣を付けておきましょう。

### 熱中症の予防対策

①水分をよく取りましょう  
屋外・屋内を問わず、水分を小まめに取ることは熱中症対策の基本です。普段の水分補給は水やお茶で構

いませんが、汗を大量にかいた時にはスポーツドリンクなどを活用しましょう。

### ②暑さ対策の工夫をしましょう

●活動する時の工夫  
運動や屋外で作業をする時は、休憩を小まめに取りましょう。熱を逃がしやすい素材や白っぽい色の服を着用し、帽子をかぶることも大切です。

### ●体力低下の予防

体調を整え、体力を維持することも暑さ対策につながります。十分な休養を取り、栄養バランスのよい食事を心掛けましょう。またアルコールは脱水症状を進めるので、スポーツや野外活動の際に飲むことは危険です。二日酔いの時も無理をしないようにしましょう。

### ●その他の暑さ対策

- ・家の中の風通しを良くする
  - ・扇子やうちわを使用する
  - ・すだれやよしずを使って日陰を作る
  - ・ゴーヤなどを栽培し、緑のカートンを作る
  - ・保冷剤で首や脇の下を冷やす
  - ・風呂の残り湯などで打ち水をする
- ③エアコンは上手に使いましょう  
今年も節電を考えて、エアコンを使うときは室温を28度に保つことをお勧めします。また室内の湿度が70

## ◆特に注意が必要な人◆

### 乳幼児

水を小まめに飲ませ、服装にも気を配るようにするなど、日頃から様子を十分観察しましょう。

また車内や閉め切った部屋の中など、気温が上がりやすい場所では一人にしないようにしてください。

### 高齢者

体温調節機能の低下により、熱中症の危険が高いとされています。喉が渇かなくても水分補給をするように心掛けましょう。入浴や睡眠の前後に水分を取ることをお勧めします。

## 平成24年版『統計あげお』をホームページに掲載

庶務課 ☎775-4989  
☎775-9819

平成24年版『統計あげお』は、市民の皆さんにご協力いただいた統計調査(国勢調査、経済センサス、工業統計調査など)の結果の他、人口、自然、環境、福祉、教育、行財政の統計資料を収録しています。  
冊子版は情報公開コーナー(市役所1階)、図書館本館・分館、公民館図書室で閲覧できます。



# 平成25年度 事務区長を紹介します

⇒自治振興課 (TEL775-4539・FAX775-9819)



区会・町内会・自治会の活動地域を事務区とし、地域の行政区域に位置付け、事務区長112人を委嘱しています。事務区長は、地域と行政を結ぶ連絡調整の役割を担っています。

平成25年度事務区長の皆さんは下表のとおりです(敬称略、太字が各地区区長会長)。

上尾地区		ソフィア上尾		菅 征 裕		藤 波		岡 野 光 高		中 平 塚		齋 藤 安 司			
事務区名	氏 名	パーク上尾	氏 名	岩 井 浩 資	井 戸 木	清 水 勇	下 平 塚	島 村 勇	平 塚 団 地	柳 橋 節 男	上 尾 第 一 団 地	田 中 文 男	シラコバト団地	宮 下 東	
緑 丘	武 藤 昭 夫	レック上尾	栗 山 功	中 妻	大 澤 勇	浅 間 台	西 脇 正 典	上 尾 第 一 団 地	田 中 文 男	上 尾 第 一 団 地	田 中 文 男	シラコバト団地	宮 下 東	錦 町	小 牧 隆
緑丘五丁目	山 崎 武 則	フィーリア上尾	宮 内 誠	弁 財	田 中 崇	小 敷 谷 東 部	吉 澤 茂	小 敷 谷 東 部	吉 澤 茂	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	大 谷 地 頭 方	嶋 田 和 司	大 谷 壺 丁 目	水 村 一 夫
上 町	田 澤 信 八	<b>平 方 地 区</b>	<b>氏 名</b>	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 壺 丁 目	水 村 一 夫	大 谷 今 泉	後 藤 雅 光
宮 本 町	小 林 仁	南	今 川 修 一	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 今 泉	後 藤 雅 光	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
仲 町 一 丁 目	小 田 川 晃	下 宿	大 竹 英 明	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
仲 町 二 丁 目	甘 浦 章	上 宿	濱 野 秀 彦	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
愛 宕 一 丁 目	石 川 準 一	新 田	関 根 正	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
愛 宕 二 丁 目	宮 本 利 章	上 野	坂 上 富 男	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
愛 宕 三 丁 目	松 本 豊	平 方 領 々 家	寺 山 榮 一	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
栄 町	新 木 利 明	上 野 本 郷	堤 紀 夫	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
日 の 出	鈴 木 勝	西 貝 塚	栗 原 和 夫	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
東 町	高 山 國 男	丸 山 団 地	近 藤 愛	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
陣 屋	太 田 崇 雄	<b>原 市 地 区</b>	<b>氏 名</b>	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
二ツ宮一区	菊 池 紀 夫	第 一 区	芳 賀 康 三	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
二ツ宮二区	金 子 範 義	第 二 区	宮 崎 年 三	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
向 原	石 曾 根 福 吉	第 三 区	石 川 進	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
本 町 一・二 丁 目	戸 枝 伸 之	第 四 区	黒 須 明	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
本 町 三・四 丁 目	齋 藤 満	第 五 区	高 津 戸 久 男	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
本 町 五・六 丁 目	池 田 優	第 六 区	岩 瀬 熊 雄	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
春 日	岡 野 雄 二	第 七 区	本 田 耕 作	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
柏 座 一 丁 目	朽 木 智	第 八 区	黒 須 実	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
柏 座 二 丁 目	苗 村 利 幸	第 九 区	下 里 良 男	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
柏 座 三 丁 目	山 本 俊 男	第 十 区	谷 田 貝 麻 吉	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
柏 座 四 丁 目	刀 根 正 克	柳 通 り 北 区	名 取 邦 光	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
谷 津 一 丁 目	内 田 昭 司	<b>大 石 地 区</b>	<b>氏 名</b>	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
谷 津 二 丁 目	金 子 銀 司	小 泉	成 田 光 和	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
富 士 見	平 田 秀 明	下 芝	矢 部 正 俊	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
富 士 見 団 地	田 中 伸 幸	中 分	岸 井 英 男	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
原 新 町	上 田 敏 雄			小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
根 貝 戸 団 地	篠 原 紀 元			小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫
上 尾 東 団 地	國 本 博			小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	小 敷 谷 西 部	原 田 嘉 明	小 敷 谷 東 部	高 橋 政 信	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫	大 谷 東 今 泉	原 島 幸 夫





### ごみ収集カレンダーを配布します

西貝塚環境センター  
☎781-9141  
☎781-9166

『上尾市ごみ収集カレンダー』（7月1日～平成26年6月30日分）を住んでいる地域（4地域）の収集日程に合わせて作成し、地域ごとに6月中旬に配布します。

ごみの出し方のルールを守り、カレンダーの日程に従ってごみを出してください。

### 大人の風しんの予防接種費用を助成

健康推進課  
☎774-1411  
☎776-1735

地域での風しんの流行を防ぎ妊婦と赤ちゃんの健康を守るための緊急対策として、次のとおり大人の風しん予防接種の費用を助成します。

▼助成期間 5月1日～平成26年3月31日(月)

▼対象 接種日時点で上尾市に住民登録があり、次のいずれかに当てはまる人

- ・妊娠を予定または希望している19～49歳の女性
- ・妊婦の配偶者(胎児の父)

※風しんにかかったことがなく、風しんの予防接種を受けたことがない

人に限ります。

▼助成額 3千円 ※差し引いた額を直接医療機関で支払います。

▼申し込み 健康推進課(春日2-10-33保健センター内)に直接または電話で申し込み、申請書兼任状の交付を受けて市内実施医療機関へ ※7月1日(月)から東保健センター(緑丘2-1-27、☎774-1414)でも申し込みを受け付けます。

### 平成25年春の叙勲・褒章 第20回危険業務従事者叙勲

秘書室  
☎775-3849  
☎775-9861

市内の受章者を紹介します(敬称略)。

#### ●平成25年春の叙勲

##### 旭日小綬章

竹田 尚之(地方自治功労)

田中 文男(スポーツ振興功労)

##### 瑞宝小綬章

秋吉 達夫(通産行政事務功労)

村上 潔(文部行政事務功労)

#### ●平成25年春の褒章

##### 緑綬褒章

須藤 榮眞(社会奉仕活動功績)

#### ●第20回危険業務従事者叙勲

##### 瑞宝双光章

岩田 義三(警察功労)

松尾 征夫(警察功労)

丸川 國俊(警察功労)

### 日本年金機構から年金受給者に年金振込通知書が送付されます

年金を受給している人には、6月上旬に日本年金機構から年金振込通知書が郵送されます。年金振込通知書は、金融機関などの口座振り込みで年金の受け取りをしている年金受給者に、毎年6月に1年分の年金支払額などをまとめてお知らせするものです。※年金支払額の金額に変更があったときなどには、その都度、当月と次回以降の年金支払額などを記載した通知書を郵送します。年金振込通知書について詳しくは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)または大宮年金事務所(☎652-3399)に問い合わせてください。また年金から特別徴収されている保険料(税)額と個人住民税額については、下記担当に問い合わせてください。

- 介護保険料  
⇒高齢介護課保険料担当(☎775-5127・☎776-8872)
- 国民健康保険税  
⇒保険年金課国保資格・課税担当(☎775-5136・☎775-9827)
- 後期高齢者医療保険料  
⇒保険年金課高齢者医療担当(☎775-5125・☎775-9827)
- 個人住民税  
⇒市民税課住民税担当(☎775-5131・☎775-9846)

### 国民健康保険税の所得申告

保険年金課  
☎775-5136  
☎775-9827

山口 靖史(警察功労)  
瑞宝单光章  
友光 幸雄(消防功労)  
豊田 隆治(消防功労)

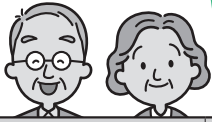
国民健康保険(国保)税は、国保加入者の前年中(平成24年1月1日～12月31日)の所得金額などを基に算定します。所得税や市・県民税を期日までに申告した人は、その申告内容で算定しますが、申告が済んでいない人は、税務署または市民税課(市役所2階)で申告をしてください。

国保税には、一定所得以下の世帯にかかる税額を軽減する制度があり、軽減の判定には世帯主と加入者全員の前年所得の申告が必要です。税法上申告の必要がない人(確定申告や市・県民税の申告書などで扶養者になっている配偶者と16歳以上の人)も、国保税の所得申告が必要です。対象者には申告書を6月上旬までに郵送しますので、直接または郵送で保険年金課(市役所1階8番窓口、〒362-8501本町3-1-1)へ提出してください。

※申告をする時期によっては国保税の税額が年度途中で変更になることがありますので、早めに申告をしてください。



ご利用ください



# 高齢者サービス

⇨ 高齢介護課

TEL 775-5124

FAX 776-8872

事業名	対象	内容
老人福祉センター ことぶき荘	60歳以上の人	健康増進とレクリエーションの施設（無料で入浴ができる） ▶開館日 月～金曜日午前9時30分～午後4時（敬老の日を除く祝日と12月28日～1月4日は休館） ※詳しくは、直接ことぶき荘（☎776-2265）へ問い合わせてください。
いきいきクラブ	おおむね60歳以上の人	各単位クラブで生きがい健康づくり、福祉の向上、地域の見守り活動などを実施
老人だんらんの家	該当事務区内のおおむね60歳以上の人	だんらんの場として地区集会所などを該当事務区が開放
あんしん証	60歳以上の人（申請は本人だけ） ※申請前6カ月以内に撮影した顔写真2枚（無帽・正面・無背景・縦3×横2.4 <sup>センチ</sup> （窓口で職員が撮影した物を使用することも可））と健康保険証など本人を証明できる物を用意してください。	顔写真入りの身分証を発行。外出時の緊急連絡カード、公共施設の料金割引時の本人確認などに利用可能 ※金融機関や印鑑登録などの本人確認には利用できません。
緊急通報システム	おおむね65歳以上で、日常生活上、常時注意を要する人	緊急通報機の貸与 ▶機器使用料 月額1,260円（所得税非課税世帯は無料） ▶通話料 自己負担
福祉電話	自宅に電話がなく携帯電話もないおおむね65歳以上の人で、所得税非課税世帯	福祉電話の貸与 ※毎月の自己負担があります。
日常生活用具の 給付	おおむね65歳以上の在宅の寝たきり、または一人暮らしで、世帯を構成する全員が住民税非課税の人	防災の配慮が必要か調査の上、給付。給付内容ごとの基準額を超えた場合は、自己負担あり ▶品目 火災警報機、自動消火器、電磁調理器
徘徊高齢者等 探索サービス	おおむね65歳以上の在宅の徘徊 <sup>ほいかい</sup> 高齢者か初老期認知症の人を介護している人	高齢者が端末発信機を携帯することで、所在不明になった時、居場所が確認できる ▶自己負担額 月額231円（開始時負担2,100円）または580円 ※希望した業者により上記のいずれかの額になります。
住み替え家賃の 助成	市内に引き続き1年以上居住する65歳以上の一人暮らしの人または65歳以上の人を含む60歳以上で構成する世帯（世帯の生計中心者の前年度分の市民税所得割が非課税の世帯）	民間賃貸住宅に住み、取り壊しにより民間賃貸住宅への転居を求められた高齢者世帯に、転居後の家賃の一部を1年間助成 ▶助成金額 転居後の住宅の月額家賃から転居前に居住していた住宅の月額家賃を減じた額（月1万円を限度） ※立ち退き請求があった時点での相談が必要です。
要介護高齢者等 介護者慰労金	65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人またはそれと相当の状態と認められる人（介護保険施設などの入所者を除く）と同居し、常時介護している人 ※要介護高齢者等手当の支給を受けている人を除きます。	▶支給額 月額1万円 ▶支給時期 年3回（8・12・4月）
要介護高齢者等 手当	65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人またはそれと相当の状態と認められる人（介護保険施設などの入所者を除く）で、世帯の生計中心者（所得の最も多い方）が所得税非課税であること ※要介護高齢者等介護者慰労金の支給を受けている人を除きます。	▶支給額 月額1万円 ▶支給時期 年3回（8・12・4月）
紙おむつ給付	65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人またはそれと相当の状態と認められる人（介護保険施設などの入所者を除く）で、世帯の生計中心者が所得税非課税であること	市指定の薬局で、紙おむつと交換できる4,690円相当の紙おむつ券を月1枚給付
敬老祝金	平成25年度8月31日現在、市内に引き続き1年以上居住する次の年齢の人 75歳（昭和12年9月2日～昭和13年9月1日に生まれた人） 77歳（昭和10年9月2日～昭和11年9月1日に生まれた人） 88歳（大正13年9月2日～大正14年9月1日に生まれた人） 99歳（大正2年9月2日～大正3年9月1日以前に生まれた人） 100歳以上（大正2年9月1日以前に生まれた人）	▶贈呈額 75歳／5千円 77歳／1万円 88歳／2万円 99歳／3万円 100歳以上／5万円 ※9月中旬に民生委員が届けます。
敬老事業交付金	敬老の日の行事として敬老事業を実施する事務区など	▶交付額 8月31日現在当該事務区などの区域内に住所がある75歳以上の人数に一人当たり2千円を乗じた額

※サービスはいずれも市内に住所がある人が対象です。

※配食サービスは、4月から利用者の希望に合ったサービスが提供できるよう、利用者が「あげお配食協力店」の中からお店を選び、直接契約する形式に変わりました。詳しくは『広報あげお』4月号か上尾市ホームページをご覧ください。